

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

「国連婦人の十年」と世界女性会議をめぐる日本人女性の歴史経験：
「社会の裾野」に注目した国際人権規範の「社会化」研究への試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小阪, 裕城 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/7862

「国連婦人の十年」と世界女性会議をめぐる日本人女性の歴史経験 — 「社会の裾野」に注目した国際人権規範の「社会化」研究への試論 —

外国語学部助教 小阪 裕城

はじめに

本稿は戦後日本の女性運動の歩みを国際的な視野のなかで捉え直すとともに、特に「国連婦人の十年」(1975~1985年)と四回の世界女性会議の開催という国連のキャンペーンが日本の女性たちに与えた影響について、一つのラフスケッチを提示するものである。

日本女性史の文脈では、「国連婦人の十年」から第四回世界女性会議(1995年)に至る20年間は、女性運動が一定の成果を勝ち取った時期として知られる。1979年に国連が採択した女性差別撤廃条約への日本政府の署名(1980年)と批准(1985年)は、男女雇用機会均等法の制定や中学・高等学校の学習指導要領改訂など、政府の女性政策に大きなインパクトを与えた。日本政府による同条約の署名・批准の政治過程や、雇用機会均等法の制定過程については、当事者らによる証言や資料集を含めて、研究の蓄積が存在している¹。注目したいのは、1975年の第一回世界女性会議に始まる「国連婦人の十年」と同条約の起草・採択という国連レベルの潮流のなかで、日本では市川房枝らが主導して41の女性団体を結集し、「国際婦人年連絡会」を組織したことである。彼女らは国際的な潮流を自分たちの運動に活かすことで、日本政府の女性政策に対する影響力を強めていた。

国際社会とローカルな社会運動の連動という現象については、これまで国際関係論の領域において国際人権に関する理論・実証研究が、人権規範・レジームがどのように実効化するのかという問いを設定し、当該国の利益認識

¹ 山下泰子『女性差別撤廃条約の研究』(尚学社、1996年); 山下泰子『女性差別撤廃条約の展開』(勁草書房、2006年); 赤松良子『均等法をつくる』(勁草書房、2003年)。

やアイデンティティの変化、あるいは人権規範の社会化（socialization）のプロセスについて、「ブーメラン」や「カスケード」といったモデルを構築し、ラテン・アメリカやアフリカ諸国を主たる事例として検証を重ねてきた。これらの研究が示してきたのは、国際法レベルにおける人権レジームの制度的発展と各種人権条約への批准国の増加が自動的に各国の人権状況の改善をもたらすわけではないこと、ローカルな運動と国際組織やトランスナショナル市民社会の間の相互作用が実質的な人権状況改善のために不可欠だということである²。

しかし、これらの理論・実証研究は、政策や世論の変化といった大きな政治過程に注目して因果推論的に分析するものであり、国連や国際社会の動きと向き合った歴史経験が個人に対してもたらす認識や生き方の変化を論じるものではなかった。これに対して本稿は、世界会議に参加した女性たちの語りや回想にも注目し、国連と国際人権レジームの展開が彼女たちに対して影響を及ぼす瞬間を捉え、グローバルとローカルが相互に作用する一つの事例として提示しようとするものである。本稿は先行研究が論じてきた規範の「社会化」とはレベルの異なるもう一つの「社会化」のプロセスに注目する。T・リッセとK・シッキンクが論じた人権規範の「社会化」とは、「主権国家から成る社会」としての国際社会において、人権規範が個々の国家のアイデンティティ、利益認識、行動規範として内面化される過程であった³。だが、「規範」や「人権」を切り口に国際/国内秩序の変容過程を分析するのであれば、個々の国家の内部に生きる「人々から成る社会」の裾野において、グローバ

² Margaret E. Keck and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, (Cornell University Press, 1998) ; Ann M. Florini, ed., *The Third Force: The Rise of Transnational Civil Society*, (The Japan Center for International Exchange, 2000) ; Thomas Risse, Stephen C. Ropp and Kathryn Sikkink, ed., *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, (Cambridge University Press, 1999) .

³ Thomas Risse and Kathryn Sikkink, "The socialization of international human rights norms into domestic practices: introduction" , in *The Power of Human Rights*, pp.1-38.

ルとローカルがいかなる接点を持ち、国際規範がいかにして人々の間で「社会化」されていくのか、という論点の検討が不可欠であろう。

以下、第一節では前史として、日本の国連加盟から1975年の「国際婦人年」までの期間における日本人女性と国連の関係を素描する。第二節では1975年のメキシコ会議から1985年のナイロビ会議に至る「国連婦人の十年」と1995年の北京会議における日本人女性の世界会議体験を検討する。第三節では「国連婦人の十年」と世界女性会議が個々の女性たち、ひいては日本社会に対してどのような意味を持ったのか、という問題を検討する。

1. 国際連合への関心と関与

1956年12月18日、国連総会は日本の国連加盟を承認した。国際連盟脱退から23年の時を経て、日本は国際社会への復帰を果たしたのである。20日の朝日新聞はその一面において鳩山一郎内閣の総辞職と石橋湛山内閣成立の見通しを大きく報じながら、その横には国連本部にて重光葵外相やダグ・ハマーショルド国連事務総長らが参列するなかで日本を含む新規加盟国の国旗掲揚セレモニーが行われたことを伝える記事を配している。紙面の下方には「今日の問題」というコラムが配されているのが目に映る。この日のテーマは「国連加盟と女性」。「PTAや婦人会に集る母親や婦人たちにも、日本の国連加盟が、自分たち女性の地位に関係の深いことを、知ってもらいたい。」と述べる同コラムは、国連の「婦人の地位委員会」について紹介しながら、日本の積極関与の必要性を示唆している。同時に、「売春防止法が抜け穴だらけだったり、北海道などで少女の身売りがあったり、国内での「婦人の地位」がぐらついていては、国際的に恥をかくことも、この際知っておく必要がある」として同コラムは締められている⁴。日本が国際社会に復帰するということが、国連を軸にした国際と国内の相互作用の網のなかに入っていくことを意味するのだということを的確に捉えた情勢認識だと言える。

国連の重要性については、女性運動の指導者たちも早くから認識していた。

⁴ 『朝日新聞』、東京・夕刊、1956年12月20日、1頁。

日本の加盟決定に先立つ12月6日、女性団体5団体⁵の代表たちが重光葵外相のもとを訪れ、日本政府の国連代表団に女性代表を一名加えること、国連女性の地位委員会に日本代表団を送ること、国連事務局及び日本代表部職員に相当数の女性を加えることを要請した⁶。年末には総理に就任したばかりの石橋湛山のもとを、市川房枝が各団体代表らとともに訪れ、「今は婦人を大臣にして下さいとは申しません。然し国連代表には婦人の適任者が何人もいません」と述べ、日本人女性を政府代表の一員として国連に送り出すことを陳情した⁷。

1957年2月23日、戦前から市川とともに婦人参政権運動をリードし、1951年から4年間にわたって労働省婦人少年局長を務めた藤田たきが、朝日新聞において「国連に婦人代表を」と題して寄稿した。日本はかつての国際連盟脱退の愚を繰り返さず、「平和と生活をまもるとりでとして」、国連を支持しなければならないとする藤田は、やはり国連が女性の地位向上のために熱心に努力していることを紹介しつつ、日本が女性の地位委員会の委員国に選出されるよう政府が努力することへの期待が記されている。藤田は、国連では多数の各国の女性代表たちが活躍していることに言及し、日本女性が国内で立法・行政の場にもっと進出しなければならないこと、政府もまた国連憲章の精神を体現し、女性に外交の舞台で活躍させるための道を開拓しなければならないと訴える⁸。この時期、官庁における女性の上級職への採用の門戸はほとんど開かれていなかった。例外的に労働省が、GHQの指導によって設置された婦人少年局婦人課が存在するがゆえに、女性への門戸を開いていた

⁵ 日本キリスト教女子青年会（YWCA）、日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本キリスト教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部の5団体。

⁶ 『朝日新聞』、東京・夕刊、1956年12月6日、5頁。懇請書の全文は、『大学婦人協会會報』、25号、1956年12月20日、2頁。<http://www.jauw.org/aboutjauw/books/nl/025.pdf> (2019年1月4日閲覧)

⁷ 進藤久美子『闘うフェミニスト政治家 市川房枝』（岩波書店、2018年）、208頁。

⁸ 藤田たき「国連に婦人代表を—女性の地位向上のために」『朝日新聞』、東京・朝刊、1957年2月23日、3頁。なお、国連憲章は第3章第8条において、「国際連合は、その主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない」と規定している。

のみだった。同省は1950年の森山真弓や53年の赤松良子、高橋久子を皮切りに、毎年1～2人の女性を上級職として採用していた。他省において女性の採用を開始するのは厚生省が1958年、文部省および通産省が1962年のことであり、外務省を含む他の省庁が門戸を開くのはもっと後のことになる⁹。市川や藤田らの運動は、国連と国際社会の潮流を見据え、国連に日本人女性を送り出すことを梃子としながら、国内における女性の社会進出の突破口を開こうとする試みだったと言える。

1957年7月25日、女性団体6団体の代表が藤山外相と会見し、「国連への婦人の協力についての要望書」を手交した。「国連の日本代表団に婦人代表一名と顧問若干名を加えること」、「国連の事務局及び国連の日本代表部職員に必ず相当数の日本婦人を加えること」、の二点を要望するとともに、諸団体による連帯のプラットフォームとして「国連NGO国内婦人委員会」を組織することで国連の理想実現に協力することを申し合わせた¹⁰。同委員会は、市川房枝らが音頭をとり、8月1日に正式に結成された。先述の5団体に日本女性法律家協会と日本汎太平洋東南アジア婦人協会を加えた7団体から成り、「国連憲章に示されている平和と人権尊重の目的実現のため、国連および国連関係諸機関に協力、必要に応じ政府に意見を表明もしくは要請する。国連および国際会議への女性の進出に努力する。毎年国連総会報告会を開き国連の動きを一般に知らせる」ことを目的として掲げている。

以後、毎年の国連総会において、同委員会が日本政府代表団の一員として女性を推薦し、外務省がこれを起用するということが慣例となる。藤田たきが57年の総会に日本政府代表として参加したのを皮切りに久米愛、久保田きぬ子、緒方貞子、高橋展子といった女性たちが同委員会の推薦のもとに送り出された¹¹。また、総会を経験した女性代表たちは、帰国するやたびたび同委員会やその他の女性団体の主催する報告会でその経験を語った。その活動

⁹ 赤松良子『均等法をつくる』（勁草書房、2003年）、4頁。

¹⁰ 「国連協力に関し要望書を提出」『大学婦人協會會報』、29号、1957年8月5日、1頁。<http://www.jauw.org/aboutjauw/books/nl/029.pdf>（2019年1月4日閲覧）

¹¹ 山下泰子『女性差別撤廃条約の展開』（勁草書房、2006年）、137-138頁。

は日本の女性たちにとって国連の存在を身近なものにする効果を有した。大学婦人協会副会長の鈴木布美は1958年1月11日に藤田たきを招いて催された報告会について「会は国連を身近なものとして理解を深める意味に於て、国連加盟後の日本にとってまことに有意義であるばかりでなく外交の分野にも婦人の活動が期待される今日、一般婦人、特に若い世代の関心をよぶ意味においても大いに意義あること」と語る¹²。

従来は男性の領域とされてきた大きな政治や政策決定の過程に女性を参入させ、女性の視点からの女性政策をつくることで男女平等社会を実現するというのは、市川房枝らが戦前から一貫して展開してきた政治手法だった¹³。日本の女性運動は女性の立場から国連に協力し、国連の場に日本人女性を送り出すことを主眼とし、そのことによって、国内における女性の社会進出の基盤を整えようとしたのである。

2. 「国連婦人の十年」と日本人女性

2-1. 国連の動き

国連が女性運動の関心の的となるのは新しい現象ではない。1945年のサンフランシスコ会議で起草・採択された国際連合憲章は、その第一条第三節において「人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を掲げた。1946年の第一回国連総会では米国代表エレノア・ローズヴェルトら17人の各国女性代表によって「世界の女性たちへの公開書簡」が発表され、経済社会理事会のもとに人権委員会が設置され、世界人権宣言の起草にはじまる国際人権レジームの形成へ向けて国際社会が動き始めた。同時に、国連は人権委員会とは別個の組織として女性の地位委員会を設置し、1952年の「女性参政権条約」や1967年の「女性差別撤廃宣言」を国連で採択

¹² 鈴木布美「国連総会の婦人代表—藤田たき氏を迎えて」『大学婦人協会會報』、31号、1958年4月3日、2頁。<http://www.jauw.org/aboutjauw/books/nl/031.pdf>(2019年1月4日閲覧)

¹³ 進藤『市川房枝』、184頁。

していく。

国連で両性の平等へ向けた議論が活発化するなかで、各国の女性代表の進出も飛躍的に進んだ。国連は70年代には、各国におけるフェミニズム運動の高揚とも共振しながら、女性の地位向上の国際的機運を醸成する場となっていく。前述の市川房枝らによる「国連NGO国内婦人委員会」の活動は、そのような世界の潮流と軌を一にするものだった。

1972年、国連女性の地位委員会は国連総会に対して、国連創設30周年でもある1975年を「国際婦人年」(International Women's Year) とすることを勧告した。各国ではフェミニズム運動が進展し、国連の意思決定の現場でも女性の登用が進んでいた。他方、国連総会ではアジア・アフリカの新興国の大量加盟が進み、第三世界が数の上で主導権を握りつつあった。かくして1975年の「国際婦人年」を記念する世界女性会議をメキシコで開催することが決定されたのである。

メキシコ・シティで開催された第一回世界女性会議は、「平等・開発・平和」をテーマとし、その成果として「世界行動計画」を採択するとともに、この年の国連総会は翌1976年からの10年間を「国連婦人の十年」に設定した。この会議で特筆すべきは、政府間の公式会議と並行してNGOフォーラムが開催され、各国から集った普通の女性たちが参加し、その経験をシェアし、様々な刺激を受ける場となったことである。以下では、メキシコ会議に参加した斉藤千代の語りから、世界会議に参加した歴史経験が日本人女性にとって持った意味を考えてみたい。

2-2. メキシコ会議の経験

斉藤千代は女性情報誌『あごら』を主宰するジャーナリストだった。1960年代より両性の平等に向けた世界のうねりをキャッチしていた彼女が既存の大手メディアに欠如している女性の視点に立った情報誌の必要性を痛感し、1972年に創刊したのが『あごら』だった。まさに古代ギリシアのアゴラのように女性同士の交流と情報交換の場となることを企図した『あごら』は、専業主婦や働く女性が今日抱える困難を伝えるとともに、女性の地位をめぐる

世界の動きをリアルタイムで紹介するメディアだった。

1975年のメキシコ会議にあたって、『あごら』もまた会議参加のチームを送り出した。小規模な運動体にすぎない『あごら』がはるばるメキシコまでチームを派遣することは難しかった。だが、世界130カ国の女性が一堂に会し、今後十年にわたる行動計画を討議する場に立ち会い、読者に伝えることに重要な意義を見いだしていた。

しかし、『あごら』の旅は既にその準備段階からして苦難の連続だった。依頼しようとしていた旅行会社は、実は年間5000人を超える日本人男性をキーセン観光に送り出しており、朴正熙政権から表彰されていることがわかった。他の多くの旅行者もやはり程度の差こそあれ、キーセン観光に関わっていた。世界女性会議に参加する女性運動団体として、そのような業者に頼るわけにはいかなかった。結局彼女たちは自力で、在日外国公館と折衝し、メキシコへの旅を準備することになる。「旅に費やしたエネルギーを十とすれば、その九までが事前準備、それも会議参加以外の雑事に費やされた感」があったと斉藤は回顧する。その過程で参加希望者の落伍も相次いだ。女性が夫とその年老いた両親や子どもを残して二週間にわたって家を留守にすることが難しい時代だった¹⁴。

困難を乗り越えた末に参加に至ったメキシコ会議の場もまた、斉藤らにとって苦い思い出となった。会議二日目、アメリカからはベティ・フリーダンといったフェミニスト運動の歴戦の闘士たちも参加し、パワフルなレトリックとパフォーマンスで聴衆の心をわしづかみにした。一方、日本人の発表は「数字の羅列」で「クールに過ぎた」。参加していた200人もの日本人女性は、英語力の不足もあり、沈黙するのみだった。斉藤自身は、まずは日本語で話し、通訳に訳してもらおう腹づもりで来ていた。だが、「日本語はダメッ！英語で、二分だけ！」と出鼻をくじかれ、不完全な英語でたどたどしい発言を試みたが、「声がふるえ、からだふるえ」、話したいことが話せなかった。認識の甘さ、準備の不足、通訳の利用を当然と思い込んでいた自立心のなさを彼女は痛感する。伝えたいことを伝えることができなかった彼女は、「日

¹⁴ 「メキシコ・キューバ=私たちの旅」『あごら』12号（1975年10月）。

本人女性の過去と現在」(Japanese Women-Past and Present)と題した英文レポートを会議事務局に提出し、会議二日目を終えた。

数日後、斉藤らは驚いた。会場案内の掲示には「日本人女性の過去と現在」と題した分科会が設定されていたのである。彼女らの提出したレポートに基づいて、事務局が分科会を設定したのである。しかし、斉藤らにとって文字通り寝耳に水だった。提出済みのレポート以外に何の準備もなく、開始五分前になって慌てて通訳を探し回っている始末だった。通訳の力を借りて、やはりおぼつかない英語で分科会をこなした斉藤は、以下のように回顧する。「国際会議を「傍聴しよう」と思い、参加することを考えなかった私たちの甘さ、準備不足。それを情報不足と言ってしまえば簡単だが、もっと本質的なものが潜在していたことに、やっと気がついた。たとえばレポートを提出する。それがきっかけで分科会が開かれるとは夢想もしない。なぜか。せいぜい事務局の人が読み、あわよくば会議の資料として残されることしか期待しないからだ。なぜ期待しないのか。常に無視されること、却下されることに慣れ続けてきたからだ。」「民主主義という。しかし私たちはほんとうに自分の頭で考え、自分の足で立ち、あらゆる疑問に果敢に立ち向かったことがあるだろうか」¹⁵。彼女の内省は民主主義の主体としての自分たち日本人女性のあり方に及んでいる。

客観的に見るならば、斉藤ら民間人女性参加者たちの苦戦もやむを得ないことだったかもしれない。藤田たきをはじめとする日本政府の女性代表たちにとっても、メキシコ会議は苦い経験となったのである。日本政府代表団は労働・厚生・文部・農水・外務の各省から選抜された11人から成っており、そのうち7人が女性だった。彼女たちは、あらかじめ準備された演説以外に発言することができなかった。しかも、多くの者は大規模な国際会議を経験したことがなく、審議の流れなどの把握もできていなかった。戦前より市川房枝らと共闘してきた歴戦の活動家であり、国連の女性の地位委員会に日本代表として参加した経歴を有する藤田たきですら、本会議を除けば委員会に

¹⁵「鳴り響いた鐘—メキシコ・キューバの旅を終えて」『あごら』12号(1975年10月)。

はほとんど姿を見せなかった。彼女は帰国後の報告会の場では、「メキシコで何をやっていたのか」と追及され、「しどろもどろ」だったと報じられている。藤田は、「会議のほんの一部しかわからなかった」と語る。報じた特派員は、女性側の問題があるのももちろんだが、より構造的な問題、すなわち、「これまで女性を外に出す機会をつくってこなかった男性中心主義にも問題」があるだろうと指摘している¹⁶。

2-3. 国際婦人年日本大会

1975年9月、世界女性会議の採択した「世界行動計画」を国内レベルで実行に移すべく、日本政府は内閣のもとに婦人問題企画推進本部を設置した。総理を本部長とし、婦人部門を有する各省庁次官12~13人を構成員とする同本部はその全員が男性であった。これを問題視したのが市川房枝だった。三木首相に対し、「なんです、みんな男ばかりでないですか。男に本当に女のことがわかりますか」と詰め寄った。三木は「ああ、そうでしたな」と返し、総理府に同本部の事務を司る婦人問題担当室を設置し、室長を含めて女性の登用を進めた¹⁷。同担当室のもとに、「世界行動計画」に対応して作られた「国内行動計画」の実現に向けて、国家公務員試験の女性への門戸開放など、あらゆる分野への女性の参加を目標として動き出した¹⁸。国際婦人年を契機に、日本国内の婦人行政を整備せよとの声が、超党派で盛り上がっていた。

国内の女性運動もこの時期、大きく高揚した。1974年11月、国連が1975年を国際婦人年とすることを決議したことを受け、国連NGO国内婦人委員会が「国際婦人年日本大会の開催を全国組織の婦人団体に呼びかけること」を決定した。1975年1月29日には34団体の参加のもとに準備会が開かれ、最終

¹⁶ 「影薄かった日本代表 大きい言葉のハンディ」『朝日新聞』、東京・朝刊、1975年7月4日、4頁；「政府代表は何をしたの 追求にたじたじ 婦人年メキシコ会議の報告会」『朝日新聞』、東京・朝刊、1975年7月23日、22頁。

¹⁷ 市川房枝『市川房枝—私の履歴書ほか』（日本図書センター、1999年）、264-265頁。

¹⁸ 赤松『均等法をつくる』、24-25頁；赤松良子『赤松良子—志は高く』（日本図書センター、2001年）、168-169頁。

的に41の女性団体が加盟し、同年11月22日の「国際婦人年日本大会」の開催に至った。のみならず、大会で採択された決議の実現に向けて継続的なロビー活動を展開すべく、諸団体をゆるやかにまとめる組織として「国際婦人年日本大会決議を実現するための連絡会」（国際婦人年連絡会）が設立された¹⁹。同連絡会は、日本政府による女性差別撤廃条約への署名と批准や男女雇用機会均等法制定に向けた政治過程において大きな存在感を発揮することになる²⁰。

3. 「国連婦人の十年」と日本社会

3-1. 自治体派遣の展開

世界女性会議のNGOフォーラムへの参加者は回を追うごとに増えていく。メキシコでの第一回会議のNGOフォーラムには約6000人が参加したが、1980年のコペンハーゲン会議には約7000人が、1985年のナイロビ会議には約15000人が、1995年に北京で開催された第四回会議には約30000人が参加した。各国の女性運動にとって、NGOフォーラムの場における世界各地から集った女性たち同士の出会いと交流、相互作用は重要な経験となった。のみならず、政府間会議の決定過程に影響力を行使するための効率的なロビー活動の方法についての学習の場にもなった²¹。

日本からの参加者も増えた。特筆すべきは、コペンハーゲンで開催された第二回世界女性会議以降、都道府県等自治体による派遣が大々的に展開されたことである。「国際婦人年」と「国連婦人の十年」を契機として、政府レベルのみならず、自治体レベルでも「婦人問題担当室」を設置するなど、女性政策が急速に進められた。また、多くの自治体によって国際シンポジウム等が実施されることで、女性問題の現状と課題の議論が深められ、市民社会

¹⁹ 国際婦人年連絡会（編）『時代を拓く女性たち 国際婦人年連絡会40年の記録』（パド・ウイメンズ・オフィス、2015年）、21-23頁。

²⁰ 赤松『均等法をつくる』、80-81頁。

²¹ 織田由紀子「グローバルな女性運動の形成と展開」山下泰子・植野妙実子（編著）『フェミニズム国際法学の構築』（中央大学出版部、2004年）、48頁。

において女性問題を世界的潮流の視野のなかで位置づける意識が育まれていた。自治体による世界女性会議への「婦人調査団」の派遣も、そのような女性政策の一環だった。多くの自治体が市民による派遣団を組織し、第二回（コペンハーゲン）、第三回（ナイロビ）、第四回（北京）の世界女性会議に送り出した。派遣を実施した自治体は会議終了後にそれぞれ報告書を発行している。国立国会図書館に納められているのはごく一部に過ぎず、他は各地の自治体の公文書館等に点在しており、すべてを網羅的に把握することは困難であるが、国立国会図書館、東京都、大阪府、名古屋市の公文書館、および大阪府男女共同参画・青少年センターが所蔵する各自治体の報告書から、自治体派遣の婦人調査団の平均的な姿が確認できる。

派遣メンバーは公募で決定される。「婦人問題」に関心を有すること、心身ともに健康であること、事前研修および事後の報告会に参加すること、報告書を提出すること、一定の語学力を有することといった参加資格が設けられている。派遣期間は1980年のコペンハーゲン会議の場合、平均して二週間前後であり、その参加経費は一人あたり60万円前後。そのうちの三分の一から半分を自治体が補助している。85年のナイロビ会議の場合は、経費は一人60～80万円前後でやはりその半分から三分の二を自治体が補助するところが多い。なお、ほとんどの自治体に共通することだが、派遣期間の全日が会議参加に充てられるわけではない。会議参加は3～4日程度であり、残る期間は会議開催国および近隣国の視察と観光に充てられている。

参加した女性たちの多くが、「アフリカの女性たちのエネルギーに圧倒された」、「貧困の現実が印象的だった」、「国境を越えた連帯の必要性を痛感した」といった感想を帰国後の報告書に残している。他方、自治体派遣というかたちで制度化が進んだせいであろうか、団員の独自の問題意識と主体性を発揮する余地がなくなったことへの不満も見られる。1985年に東京都女性海外視察団の一員としてナイロビ会議に参加した豊田キヨ子は、彼女の参加した視察旅行の限界について以下のように率直に記している。「この視察は、いわば行政主導で、自分たちの主体性を発揮できなかつたことは残念であった。事務局は当然のことながら、かっちりしたスケジュールをたててくれた

が、時間的余裕もなかったうえ、私たちにはそのスケジュールを主体的に消化する力量もなかったように思われる。そこをカバーするのが、こまめなミーティングと思うのだが、その部分が欠けていたため、すれ違いが見られた。むずかしいことかも知れないが、予算の使い方など、企画の段階から参加することが出来たならば、行政と住民との共同行動がよりスムーズに行われたかもしれない²²。

このような不満の表明は、見方を変えれば民主主義を担う主体としての女性たちの成長を意味しているとも言えるかもしれない。名古屋市海外女性派遣団として1995年の北京会議に参加した女性たちからも「参加者の主体性をもっと尊重してほしい」という不満の声があがっていた。名古屋市在住の鈴木弘子は、「女性指導者の要請を目的としながら、事前研修、派遣中、事後研修で、団員の主体性や自主性が重視されたとはいえない状況だった」と述べる。事前研修で訪問先での質問事項を何度も手直しされた人もいた。奥村和子は、「行政が機会を提供、呼び水の役目をするのは喜ばしいが、行政の意に合う方向に指導するという運営のあり方には抵抗があった」と語る。市の担当者と話し合い、それでも納得のいかなかった彼女たちは、冊子「自治体の女性海外派遣について考える」を発行した²³。

3-2. 「国際婦人年」と日本社会

「国連婦人の十年」の面白さは官民の協働にある。このことは60年代後半から70年代の革新市政の時代という背景抜きには語れない。高度成長が生み出した公害や食の安全といった都市問題に対して、生活者の視点に立つ住民運動が革新市政の時代を後押し、各自治体をして女性センターの開設や婦人問題担当室を設置せしめた²⁴。官民の連携にあたっては、日常生活において

²² 豊田キヨ子「感じたままに」『ナイロビの光 ロンドンの風—西暦2000年への出発—昭和60年度東京都女性海外視察団報告書』、79-80頁。

²³ 「名古屋市の海外女性派遣事業に注文 北京会議出席者ら冊子発行/愛知」『朝日新聞』、愛知・朝刊、1996年3月30日。

²⁴ 本山政雄『心かよう緑の町を—本山政雄回想録』（風媒社、1999年）、II章、III章。

最も切実な要求を持っている女性たちが主役となった。まさにこの時期、女性たちは「主権者として民主主義の力量」をつけていた²⁵。

なかでも大阪と名古屋の女性たちの動きは速かった。大阪では1975年1月、女性運動家25名の呼びかけで「国際婦人年大阪アピール」が発表され、6月には大阪国際婦人年のつどいが開催され、900人の参加者を得た。主催団体である国際婦人年大阪準備会はその後の大阪での運動の中心的存在となる²⁶。名古屋では1975年3月に「国際婦人年に何かをしようとする会合」が開かれ、4月25日の「国際婦人年あいちの会」の発足に至る。その手書きの会議メモは発足の契機について、「東京、京都などでは、民間の行事、研究会などが計画されているけれども当地名古屋では計画がなく、何かやりたいという希望があり、一度集ってみようということで」打ち合わせがもたれたとある²⁷。東京や横浜、川崎、大阪、京都といった各地の革新自治体での新たな動きが相互に刺激し合い、「名古屋でもこのように」というかたちで市民による行政への働きかけと官民の連携を促進したのだということは、名古屋市長を務めた本山政雄の回顧するところである²⁸。そうした一連の相互作用のなかで、国連がお膳立てをした「国際婦人年」というバナーと、それに基づく政府の女性政策と啓発事業が、まさに「何かやりたい」と人を駆り立てる起点としての役割を果たしていたことがうかがえる。「国連婦人の十年」は、世界女性会議に参加した女性たちだけでなく、社会の裾野において着実に女性たちに影響を与えていたのである。

「国際婦人年」の大阪における展開をまとめた海路はるかは、各地の数あ

²⁵ 横田昌子「政治をかえて暮らしをかえた——革新府政と女性」柴田悦子（編）『知りたい知らせたい女たちの戦後史』（創元社、1989年）。

²⁶ 柴田悦子「暮らしも仕事も人間らしく」柴田（編）『知りたい知らせたい女たちの戦後史』。

²⁷ 「国際婦人年に何かをやろうとして集った第一回（二月五日）の会議メモ」『国際婦人年あいちの会ニュース』1975年号
http://woman-action-network.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/uploads/_706201d71e39ed2aad0a5252bf08136a4c374.pdf（2019年1月4日閲覧）

²⁸ 本山『心かよう緑の町を』、82頁。

る官民協力のなかでも大阪府が1980年に始めた大阪府婦人問題アドバイザー養成講座はユニークだったと指摘する。1985年まで毎年開講された同講座には、60名の定員に対して800人を超える応募が集まるほどの人気があった。6年間で360名の卒業生は大阪各地で婦人問題啓発の役割を果たした²⁹。海路の指摘に示唆を得て、筆者は大阪府公文書館で一部保管されている同講座の修了論文集を閲覧・収集した。以下、彼女たちの声を拾ってみよう。

池田市の丸橋万里は、「国連婦人の10年という言葉は知っていたものの自分とはむすびつかず、どこか遠いことのように感じられていたが、今回大阪府婦人問題アドバイザー養成講座の最終年を受講する機会に恵まれ、今まであまり考えることのなかった婦人問題を系統的にあらゆる角度から勉強できた」と語る³⁰。普通の市民として日常生活を送る女性たちにとって、国連のキャンペーンそのものは縁遠いものであった。豊能地区の石川孝子もある紙上でこの講座の存在を知った一人だった。彼女はそれまで府がこういうことをやっていることを知らなかった。「地域だ行政だといったものは空気のようなもの」で、「『国連婦人の十年』も時事問題といった程度の知識として知っていただけ」だった。そんな彼女が講座を知り、受講しようと思ったのは、「女に学問はいらないと言われて、女性の仕事はいつも男性の都合で左右されること等への疑問と解決の糸口をつかみたい」という思いからだった。受講生のなかには専業主婦以外の生き方を熱意をもって実践している者もあり、「目からウロコ」だった。「今、私は自分で気付かぬ内に何かが育っていた事を感じます。女に学問はいらないと言われてたら、いる事を自分の考えとして説得します。他人が困っていれば、それを解消する為の手助けを一緒に致しましょう。みんなが、世界中の人々が自分とかかわりがあるのだといつの間にか自分の世界を拡げていました。」「いつの間にか最初の個人的な感情は消えていました。家庭問題、労働問題・・・色々な講座を通じて、自他共に歩む

²⁹ 海路はるか「国連婦人の十年と大阪」柴田（編）『知りたい知らせたい女たちの戦後史』。

³⁰ 丸橋万里「講座を終えて思うこと」『婦人問題アドバイザー養成講座修了論文集』（昭和60年度）、53頁。（大阪府公文書館所蔵）

こと、「私が」「女性が」だけでなく、みんながよりよい方向へ進むことを一貫して教えられたと思います」³¹。講座を通して石川が発見したのは、女性がこれまで個人として直面してきた問題に対して、社会という次元で向き合うことの可能性だったと言える。

「九州の端」に住んでいた川上順子も「国連婦人の十年」のニュースは記憶になく、「職場での取り組みや話し合いもありませんでした」と語る。夫の転勤のために退職した彼女だったが、豊中市に転居してからも「仕事をしてきた間に感じた事やぶつかった諸々の問題が心の中にくすぶりつづけていた。「そんな疑問に答えてくれるような理論の裏付けが欲しいと思い」、アドバイザー養成講座を受講した川上にとって、「女性が仕事を続けていく、また社会に進出していく中で生じてくるいろいろな（個人的レベルの悩みとして片付けられがちな）事柄も、そのほとんどが社会の問題と表裏一体となってつながっているのだということをはっきり認識できたのは収穫」だった³²。

泉北の笹井悦子は先輩の勧めで講座を受講した。「講座によって今まで知らなかった沢山のことを知り、考える種をまかれて、私の脳味噌はフル回転・・・日常生活で新聞ひとつ読むのも確かに変わった。問題意識を持ち始めたこと。母親業においても今まで気づかないでいたことがどんなに大きな意味をもつかとはとすることもしばしば。女として生きていく意識が変わってきたという自覚がある。“女が変われば文化が変わる、社会が変わる”この意味の実感を少しずつ味わっている」。講座修了後、笹井は自主学習のグループを作り、活動する。「さあ、これから自分のエネルギー（もっと勉強しなければならぬことは多いが）を社会に向けて還元していきたいという熱い思いを持っている。学習と実践を両立させて頭でっかちのおたまじゃ

³¹ 石川孝子「婦人問題講座で私が得たもの」『婦人問題アドバイザー養成講座修了論文集』（昭和60年度）、37-39頁。

³² 川上順子「今から第一歩を」『婦人問題アドバイザー養成講座修了論文集』（昭和60年度）、41-42頁。

くしにならないよう活動していきたい」と彼女は締める³³。

講座修了者が自発的に組織した大阪府婦人問題アドバイザーの会の会誌『とも』にも、受講者の感想が紹介されている。秋田の農家の末娘だった古田イト子は、やはり「女に学問はいらない」と言われ、大学にいかせてもらえなかった。働きながら二児の母として時間に追われて生活してきた彼女は、自分の母とは違う生き方をしたいと思い、自分の道を見つけたつもりだったけれども、結局母を取り巻いた状況と現在の自分の状況にさしたる変化がないことに気づき、愕然とせざるを得なかった。「個人の力で解決できることなど皆無にちかひのが今の現状」であり、多くの母親たちは「毎日の生活の中で出てくる雑多な出来事に対し、「解決の糸口さえつかめずに悩み苦しんでいる」。「なぜ？」という率直な疑問に答えてくれる場所が、私たちの周りにはあまりに少なすぎるのではないのでしょうか」。古田が強調するのは、やはり「社会」で向き合うべき問題が個人と家庭に転嫁されてしまっている現実である³⁴。

1970～80年代の日本で急速に進行したホワイトカラー男性を中心とする「企業社会」の形成は、世界でも比類のない高い生産性を実現した。だがそれは、「主婦」となる女性たちのむなしさ、「漠然とした虚無感」を代償として実現したものだった³⁵。このような日本社会の裾野にあって、「国連婦人の十年」と一連の世界女性会議の開催はいかなる意味を有したのだろうか。見てきたように、国連の動きは、必ずしも草の根の女性たちに対する直接のインパクトを有したわけではない。日々の日常を生きる普通の女性たちにとって、国連の存在は縁遠いものだった。50～60年代において自分たちの境遇に対する違和感と問題意識を共有することで主体形成とエンパワーメントの契機となっていたのは『婦人公論』のような女性誌を読む読書会サークルだっ

³³ 笹井悦子「めだかはくじらになるかな!?!」『婦人問題アドバイザー養成講座修了論文集』（昭和60年度）、85-88頁。

³⁴ 古田イト子「婦人問題アドバイザー養成講座を受講して」『とも』第23号、1983年、95-96頁。（大阪府公文書館所蔵）

³⁵ 朝日新聞学芸部『家族 何が病んでいるのか』（朝日新聞社、1984年）；斎藤茂男『妻たちの思秋期』（共同通信社、1982年）。

た³⁶。しかし、1975年にはじまる「国連婦人の十年」の旗印と80年に署名した女性差別撤廃条約に沿うかたちで政府・自治体が女性政策を進めるにつれ、やがてそれが女性たちに自らの問題を説明する「コトバ」を与え、問題意識を研ぎ澄ます機会を、ひいてはエンパワーメントの契機を提供していくようになる³⁷。これを国際人権規範の草の根レベルにおける「社会化」の瞬間として捉えることもできよう。

3-3. 女性のエンパワーメント

沖縄の女性たちも「国連婦人の十年」を経験した。沖縄からは1975年のメキシコ会議には3人が、80年のコペンハーゲン会議には27人が、85年のナイロビ会議には22人の女性が参加した。ナイロビを経験した人たちの熱気が凄かった。ラジオ沖縄のディレクターだった源啓美は、「ナイロビに行かないか」という社長の提案に対して、その予算を使って沖縄で女性だけで何かをやりたいと逆提案した。NGOフォーラムの沖縄版が開けないか。源が宮城晴美らと相談して立ち上げたのが、ラジオ沖縄、那覇市役所、実行委員会三者の主催する「うないフェスティバル」だった。ラジオ沖縄は女性だけの12時間の生放送を行い、女子アナが初めてニュースを読んだ。まだ女子アナにニュースを読ませない時代だった。フェスティバルはその後も十年続した。関わったメンバーは沖縄の女性行政のあり方についても積極的に働きかけるような、地域の主体として活動の幅を拡げていった³⁸。

源や宮城らとともにフェスティバルの中心メンバーでもあった高里鈴代

³⁶ 中尾香『〈進歩的主婦〉を生きる—戦後『婦人公論』のエスノグラフィー』（作品社、2009年）、特に第7章、第8章。

³⁷ 「国際婦人年」をきっかけに結成された「国際婦人年北区の会」がはじめた「婦人問題講座」の学習会を事例として参加女性たちの学習の内面化、意識形成、ネットワークワーキングを論じた研究として、廣森直子「女性の労働権にかかわる学習活動の展開と働く女性のエンパワーメント—「国際婦人年北区の会」を事例として—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』52号（2004年3月）。

³⁸ 「インタビュー：宮城晴美」佐藤文香・伊藤るり（編）『ジェンダー研究を継承する』（人文書院、2017年）、第16章。

は、95年の北京会議に是が非でも参加したいと思った。フェスティバルのネットワークを活かし、参加者主体の実行委員会が組織され、全県より71人の参加が実現した。一年をかけた事前研修を経て、彼女らは北京会議のNGOフォーラムの場で11のワークショップを開催し、各国の女性たちと交流した。会議を終え、那覇空港へ着いたまさにそのとき、高里らは米兵による少女暴行事件の発生を知った。北京会議のテーマの一つがまさに女性に対する暴力だった。彼女たちは即座に動き出した。翌日には記者会見を行い、10月25日には「強姦救援センター・沖縄」(REICO)が設立され、11月8日には「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」が結成され、96年2月には「軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」が組織された³⁹。北京会議で出会ったベトナムやカンボジア、米国や豪州の女性たちに手紙を送り、支援の返事に勇気づけられた⁴⁰。この事件を大きな問題としてフレーミングすることができたのは、「まさに沖縄の女性たちが北京会議に行きエンパワーされて、力を得て帰ってきて「やろう！」とすばやく行動したからです」と松井やよりは指摘する⁴¹。世界のNGOと連携しながらの女性の人権を守るその活動は現在も続いている。

他方、北京会議に参加した経験を通してグローバル化と貧困について問題意識を深め、南の女性たちのエンパワーメントの一助となるべく活動しながら自身の生き方を確立していったのは、長谷川輝美である。造船関係の労働組合の事務局で働いていた彼女は、自治体や旅行会社を通してではなく、個人で北京会議に参加した。身近にナイロビ会議に参加した人の話を聞いたのが契機だった。次は1995年に北京で開催されるということを知った彼女は、中国なら近いので自分も行けるかもしれないと考えた。北京会議に向けてメンバーを募り、「サバイバルチーム」を立ち上げた。「事前の準備の段階から

³⁹ 高里鈴代「北京会議から20年—脱軍事化への歩み」『女たちの21世紀』81号(2015年3月)、20-24頁。

⁴⁰ 「高里鈴代さん(サミットと市民—沖縄からの発信: 1)『朝日新聞』、朝刊、2000年4月26日、28頁。

⁴¹ 松井やより『北京で燃えた女性たち—世界女性会議'95』(岩波ブックレット、1996年)、40頁。

何もかも自分たちの力でやってやろうという思いを込めました。・・・北京会議に参加するなら、ただ情報を発信するだけではなくて、自分たちで情報発信をしたいと思ったことも、この名前にしたもう一つの理由です。」⁴²

長谷川らは英語で苦戦した。「行けばなんとかなるだろうと思っていたけれど、自分たちは計画していたことの何分の一も果たせなかった」。彼女は、帰国後も北京会議で採択された北京行動綱領の勉強会を開いた。「そこでようやく、北京で議論されていたことが見え、自分たちが北京会議に参加したことが結実したという手ごたえを初めて感じることができました」。彼女が学んだのは、「女性たちの最大の課題が貧困であること、それも途上国といわれている国々だけの問題ではなく、先進国である日本のなかでも共通した課題だということ」だった。

グローバル化に伴う貧困という問題に対して何ができるのだろうか。考え続けた彼女がたどり着いたのは、東京女性財団が主催する「社会参画講座」だった。そこで同じ講座を受けていた人が、東京ウィメンズプラザで出店募集をしているということを知ってくれた。北京会議と一緒にいったメンバーらと事業計画の必要書類を整え、フェアトレード商品を集めたお店の起業計画をスタートさせた。「お店をやるなかで、フェアトレードというものが、自分の最初の問題意識であった、南の女性たちの貧困の解消に役立つ活動なのだということを理解するようになりました。男性の「庇護」のもと、なかなか自立できなかった女性たちが、フェアトレードの活動によって自信を持てるようになり、子供たちを大学に進学させることができるまでの状況になっています。フェアトレードは、女性の仕事作りの役割を果たしているのです。もちろんそれだけでは貧困が完全に解消されるわけではないけれど、一つのやり方として非常に有効であることを実感しています。北京会議の成果として、貧困問題に対して自分なりにできることはないだろうかと思っていたことが、フェアトレードという形で具体化したのです。」

事業の成果は、南の女性たちのエンパワーメントにとどまらなかった。「私

⁴²「女性のエンパワーメントのためにできること—私の生き方を変えた北京会議（インタビュー：長谷川輝美さん）」『女たちの21世紀』81号（2015年3月）、29-30頁。

の最初の意識は、フェアトレードが南の女性たちのエンパワーメントと貧困の解消に役立つのだというものでした。けれども今は、商品の作り手のことやフェアトレードの仕組みについてお客様に説明するという仕事を通して、自分自身もエンパワーされていると感じています。・・・お店をやるなかで、エンパワーメントとは、自分にない力を外側からつけるものではなく、さまざまな人とかかわりのなかで、自分の内なる力を発揮していくことだと思うようになりました。」⁴³

事業を展開する過程で、長谷川は北京会議の重要なテーマでもあったエンパワーメント概念についての理解を深めていた。世界女性会議へ参加した経験が女性たちの主体化とエンパワーメントの契機となった。彼女の語りもまた、国際人権規範の草の根レベルにおける「社会化」の瞬間として読むことができるのである。

おわりに

本稿は女性たちの語りや回想に注目しつつ、「国連婦人の十年」という国連のキャンペーンが創り出した国際的な潮流と向き合った歴史経験が個々の女性たちに対してもたらす認識や生き方の変化を論じることで、国連と国際人権の潮流が個人に対して影響を及ぼす瞬間を捉えることを試みてきた。

日本の女性運動は国連に協力し、国連の場に日本人女性を送り出してきた。彼女らにとって、国連への進出は、国内における女性の社会進出の基盤を整えるための梃子だった。70年代のフェミニズムの高揚ともあいまって、国連は1975年にはじまる「国連婦人の十年」キャンペーンと四回の世界女性会議をお膳立てした。日本の女性たちにとって、世界会議のNGOフォーラムに参加した経験は、民主主義を担う主体としての自分たちのあり方についての内省を促すものとなった。また、「国連婦人の十年」と女性差別撤廃条約への署名は政府・自治体の女性政策を促進したが、その啓発事業に触れることで自分たちの境遇を考えるための「コトバ」を獲得し、問題意識を深化させ、ともに活動する仲間に出会う契機を提供したのである。

⁴³ 同上、30-31頁。

本稿は以上のようなプロセスを国際人権規範の草の根レベルにおける「社会化」の瞬間として捉えてきたが、まだ試論の域を出るものではない。各地域の女性たちによって書かれてきた地域女性史研究の蓄積を思えば、地域的な要因とトランスナショナルな要因とを切り分けながら女性たちの主体形成過程と国際人権規範の「社会化」の過程の絡み合いをより精緻に論じる必要がある。さらなる史資料の探索と当事者へのインタビュー等も含めた調査を実施し、歴史像と理論モデルの精緻化を図ることが、今後の課題である。

付記：本稿は一般財団法人財団せせらぎ平成29年度第2回助成金による成果の一部です。